

SPECIAL REPORT

外国人技能実習生の受入れを巡る現状と課題

東京大学と早稲田大学はサントリー文化財団の支援を得て、3月30日、東京大学農学部弥生講堂アネックスにおいてシンポジウム「外国人技能実習生の受入れを巡る現状と課題」を共同開催した。本シンポジウムの目的は、外国人技能実習生の受入れ側としての日本農業、送出し側としての中国とベトナムに焦点を当て、最新の情報を共有するとともに、議論を通じて課題に対する認識を深めることにある。

1. 日本農業における技能実習生の位置・役割とさらなる展開

－ 堀口健治（早稲田大学名誉教授）－

わが国は、高齢化・人口減少の下、外国人技能実習生の導入が急増している。いくつかの産業部門においては、彼らの存在なしには成り立たない状況も生まれている。そうした産業部門の典型の一つが農業であると言える。

「外国人雇用状況の届出」（厚生労働省）によると、2016年10月末現在、わが国の外国人労働者数は108.4万人と100万人の大台を超えた。最大は日系ブラジル人を含む永住者や定住者等の「身分に基づく在留資格」を持つ人が41.3万人（38%）、次いで留学生のアルバイトが主の資格外活動者が24.0万人（22%）、技能実習を目的とする人が21.1万人（20%）、専門的・技術的分野の在留資格者が20.0万人（19%）の順となっている。近年になって急増しているのは、「身分に基づく在留資格」を持つ人と、技能実習を目的とする人である。

しかし、労働者総数に占める外国人の割合は、わが国は先進国で最も低い水準にある。ちなみに、シンガポールが38.1%（2014年）、米国が16.2%（2009年）、ドイツが9.4%（2009年）、イギリスが8.8%（2014年）、フランスが5.8%（2009年）に対して、わが国は1.2%（2014年）である（表1参照）。

このような状況の中、制度の主旨として国際貢献を謳い、そのために単純労働力を受け入れる技能実習制度の場合は、製造業が最大の64%、農業が主の「その他」が15%、建設が13%を占めている。技能実習生は、最低賃金以上の適用、単身来日・最長3年・来日1回限り、来日前に雇用先を確定し雇用主の途中変更は原則不可、1年間毎の雇用契約の条件で受け入れられている。

とくに農家では、家族やパート労働力に交じり数人の外国人だけという例が多い。したがって、来日前の契約も、雇用する農家自身や監視機関の責任者が現地を訪れ、面接した後に契約を結ぶことが多い。選ばれる技能実

習生の性格や能力を問うだけではなく、雇用側の日本人従業員の年齢、家族構成を考慮した面接となる。

農林水産省によると、2014年度における農業での技能実習生数は2.4万人で増加傾向にある。これは、2015年度農林業センサスにおける「常雇い人数」のうちの11%に相当する。農業の技能実習生を職種・作業別にみると、全体の約80%が施設園芸と畑作・野菜の耕種農業で、20%弱が養豚・養鶏・酪農の畜産である。地域別に技能実習生の受入人数をみると、茨城県、長野県、北海道、千葉県、愛知県など、技能実習生を雇用できる指定職種の畑作・野菜や施設園芸、畜産（肉牛は対象外）が盛んな道県に集中している。とくに茨城県では、制度導入時から農協が組織的に対応してきたことが大きいと言われている。

2016年11月に公布された技能実習法（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律）では、実習期間を最長3年から5年に伸ばすとともに、政府の関与をさらに強めて実習の趣旨を徹底することになった。実習期間を5年に伸ばすことによって、より高度な技能を習得することが可能となり、来日したばかりの実習生の指導といった管理的仕事に従事することも期待されている。

近年の国際労働市場では、中国の例で見られるように、他の先進諸国との競合が激しさを増している。このような状況の中、技能実習生が農協職員として雇用され、雇用者の指揮命令の下で、組合員農家からさまざまな作業を受託する事例もみられる。農業部門では、技能実習生が労働力不足を埋めるばかりではなく、さまざまな役割を果たしているのである。

2. 技能実習生・研修生の最多送出国から急減した中国 － 大島一二（桃山学院大学）－

2010年以降、日本向け研修・実習生の総数は一貫して増加傾向にあり、2015年には10万人に達する勢いである。

表1 労働力人口総数に占める外国人労働力人口の割合

単位：%

	2000年	2005年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
日本	0.8	1.1	0.7	0.8	1.0	1.0	1.0	1.1	1.2
ドイツ	8.8	9.3	9.4	9.4	－	－	－	－	－
フランス	6.0	5.2	5.6	5.8	－	－	－	－	－
イギリス	4.0	5.0	7.3	7.3	7.6	8.0	8.0	8.2	8.8
米国	12.9	15.2	16.4	16.2	－	－	－	－	－
韓国	0.1	0.5	2.0	2.1	2.0	2.2	1.8	1.8	2.1
シンガポール	29.4	27.5	34.4	34.5	34.7	35.7	37.0	37.9	38.1

資料：堀口健治「日本における外国人労働力の増加と農業への関わり方・その重み」『農村と都市を結ぶ』2017年3月号

しかし、その供給国構成には大きな変化が発生している。つまり、2010年当時、日本向け研修・実習生の送出国・地域に占める中国の比率は高く、全体の77.4%を占めていたが、2015年にはベトナム、フィリピン、インドネシア、タイ等の東南アジア諸国にシフトし、分散化の傾向が強まっている。この結果、中国は依然としてもっとも主要な供給国ではあるものの、その全体に占める比率は39.9%まで低下し、ベトナム人が代替している（表2参照）。したがって、日本農業における研修・実習生の今後の動向を予測する上で、給源地域としての中国の動向は無視できないものの、東南アジア各国の動向にも留意しなければならない。

中国の日本向け研修・実習生の動向には、中国政府、

派遣会社、研修・実習生の利害関係が大きく関わっている。近年の減少の背景には、研修・実習生が中国政府と派遣会社に支払う手数料（派遣手続き費用）が、現地の農民の数年分の収入に相当する金額となり、彼らにとって過大な負担となっていることがある。中国政府は、派遣会社が研修・実習生から徴収する手数料を一人当たり25,000円と定めているが、実際には30,000～40,000円が徴収される。このように派遣会社が多額の手数を徴収する背景には、中国政府による派遣会社登録（許認可）の際の法外な手数料がある。つまり、派遣会社は地方政府に登録料として600万円を支払うとともに、保証金として300万円を預託しなければならないのである。中国での派遣会社創業には900万円（約1.4億円）が必要となる。

表2 在留資格「技能実習1号」による国籍・地域別新規入国者数の推移と構成比

単位：人、%

	2010年（半年分）		2013年		2015年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
中国	20,133	77.4	45,263	65.7	39,598	39.9
ベトナム	2,184	8.4	10,216	14.8	33,047	33.3
フィリピン	1,212	4.7	4,906	7.1	10,119	10.2
インドネシア	1,454	5.6	4,160	6.0	7,334	7.4
タイ	641	2.5	2,540	3.7	3,776	3.8
カンボジア	68	0.3	329	0.5	2,122	2.1
モンゴル	48	0.2	220	0.3	339	0.3
ネパール	40	0.2	220	0.3	94	0.1
ラオス	58	0.2	134	0.2	131	0.1
スリランカ	21	0.1	76	0.1	140	0.1
その他	143	0.5	780	1.1	2,457	2.5
総数	26,002	100.0	68,844	100.0	99,157	100.0

資料：法務省入国管理局「出入国管理」

また、近年の円安による来日後の手取人民币報酬の減少と経済発展による中国国内の賃金上昇などがある。日本での受取期待賃金の魅力が相対的に低下し、派遣希望者を確保することが困難になっている。さらに、中国政府の「一人っ子政策」による若年労働力の減少が、派遣人数の減少に拍車をかけていると言われている。

3. ベトナム人農業実習生受入れの実際

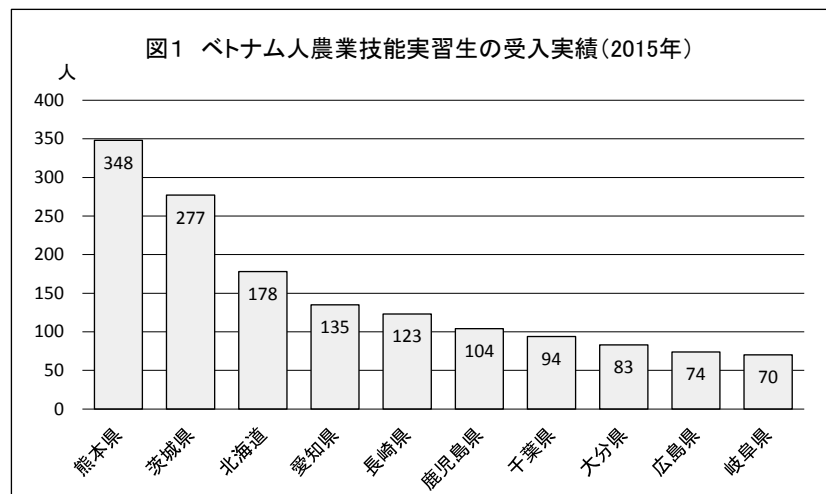
－ 軍司聖詞（早稲田大学）－

ベトナムからの農業実習生が急増する背景には、まず、日本での年間報酬の中から本国に送金できる金額（約100万円）が、ベトナムでの農業者の年収（約20万円）の約5倍に相当するという実態がある。また、真面目で学習・労働意識が高いというベトナム人の国民性に対する日本国内での評価に比べ、ベトナム政府の積極的な労働者派遣政策がある。

さらに、ベトナムから数多くの技能実習生を受け入れている茨城県では、受入側の積極的な取組がみられる。茨城県は、農業分野の全国籍技能実習生受入数で最大のシェアを有しているが、2014年3月、ベトナム・サン国家主席の来県時に「農業における協力強化に関する覚書」を交換した。同覚書では、農産物への最新技術の応用、ベトナム米の品種改良、食肉生産の促進、機械化、農業技術者の育成支援、農産

物の加工・保存の技術支援、ベトナムからの技能実習生派遣の支援、農業・農村組織の育成強化など、農業分野における包括的協力が約束された。

続いて、同年5月にはJ A茨城県中央会が「農業技能実習生派遣に関する協定」を締結した。その後、ベトナムと茨城県は官民をあげた交流を深めてきたが、農業技能実習生の受入は、J A茨城県中央会が出資して設立した「協同組合エコリード」の斡旋開始（同年10月）を契機にして、中国からベトナムへの移行を本格化した（図1参照）。



資料：国際研修協力機構「都道府県別国籍別職種別統計」

注）ベトナム人農業分野技能実習2号移行申請者数上位10道県